

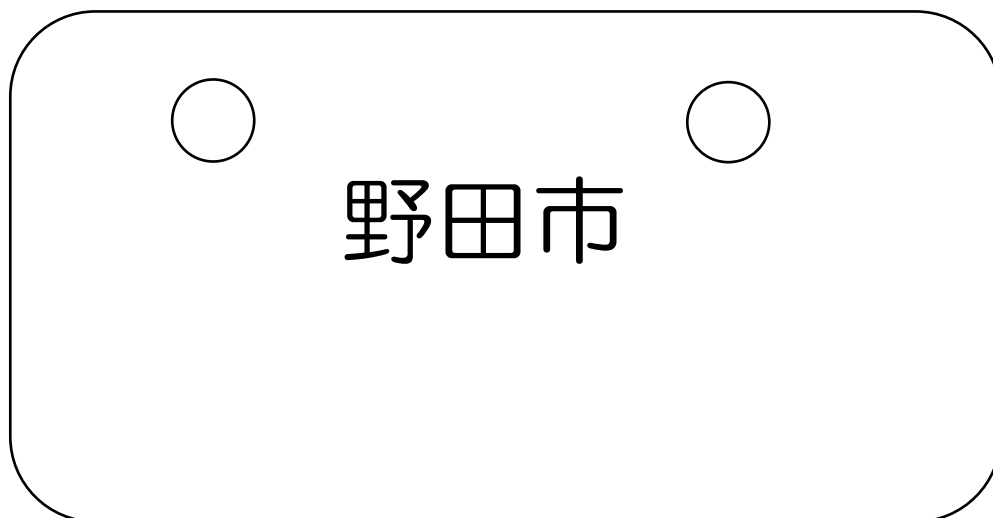
野田市告示第202号

市税に関する文書の様式を定める規則（平成17年野田市規則第5号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、第148号様式のひな型を別紙のとおり改め、令和5年7月1日から施行する。

令和 5年 6月22日

野田市長 鈴木 有

第148号様式



(縦100mm×横170mm)、(縦100mm×横200mm) 又は (縦100mm×横100mm)

(備考)

1 標識の地の塗色は、次による。

- ア 野田市税賦課徴収条例第66条第1号アの原動機付自転車にあつては白色
- イ 野田市税賦課徴収条例第66条第1号イの原動機付自転車にあつては薄黄色
- ウ 野田市税賦課徴収条例第66条第1号ウの原動機付自転車にあつては薄桃色
- エ 野田市税賦課徴収条例第66条第1号エの原動機付自転車にあつては薄青色
- オ 野田市税賦課徴収条例第66条第2号イの小型特殊自動車にあつては薄緑色

2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。